

神奈川県最低賃金一覧表

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生 年月日
	1 時間	
神奈川県最低賃金	887円	14/10/01
塗料製造業	894円	15/03/01
鉄鋼業	887円	14/10/01
非鉄金属・ 同合金圧延業・ 電線・ケーブル製造業	887円	14/10/01
ボイラ・原動機、 建設機械・鉱山機械、 金属加工機械、 一般産業用機械・ 装置製造業	887円	14/10/01
電気機械器具 製造業※	890円	15/03/01
輸送用機械器具 製造業	887円	14/10/01
自動車小売業※	887円	14/10/01

産業別最低賃金適用除外者

（次のいずれかに該当する者は上記地域別最低賃金が適用されます）

- ・ 18歳未満又は65歳以上の者
- ・ 雇入れ後6月未満（ただし自動車小売業については3月未満）の者であって技能習得中のもの
- ・ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
（いわゆる事務作業はこれに該当しません）
（注）ただし、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金及び電気機械器具製造業最低賃金については次の者も適用除外されます。
- ・ 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者
（いわゆる事務作業はこれに該当しません）

※電気機械器具製造業については医療用計測器製造業を除き、自動車小売業については、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除きます。

（注）

賃金の大部分が時間によって定められている者（時間給制労働者）、それ以外の者（日給制、月給制労働者等）は、いずれも「最低賃金額」欄の「1時間」の金額が適用されます。

支払われる賃金と適用される最低賃金額を比較する際には、次の賃金は算入しません。

- (1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- (4) 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
 - ・ 最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。